
各条申請受付から許可の流れ

■毎月10日前後 農業委員会事務局にて申請書を受付けます。

□第3条申請〔申請書・謄本・公図・位置図〕

- ・譲受人となる者は、申請地を含め「3,000 m²」の経営面積が必要です。

□第4条申請〔申請書・謄本・公図・平面、配置図・位置図・雑種地の場合計画書〕

- ・原則、農用地区域での転用は出来ません。（※事前に除外が必要です。）
- ・墓地の場合、町民課への届出も必要です。（※申請書の添付書類として、写しが必要です。）
- ・転用の面積は、住宅用地「500 m²」、墓地「10～20 m²」を目安としています。

□第5条申請〔申請書・謄本・公図・平面、配置図・位置図・雑種地の場合計画書〕

- ・原則、農用地区域での転用は出来ません。（※事前に除外が必要です。）
- ・墓地の場合、町民課への届出も必要です。（※申請書の添付書類として、写しが必要です。）
- ・転用の面積は、住宅用地「500 m²」、墓地「10～20 m²」を目安としています。

■毎月10日～15日 現地調査の実施

- ・申請地を担当する農業委員、申請者、農業委員会事務局の三者立会いのもと調査を実施します。

■毎月25日前後 総会開催

※「第3条」については、承認後、許可書の発行となる。

■毎月(翌月)10日 島根県農業会議 常任会議への諮問

- ・「第4条」、「第5条」の転用案件については、町の農業委員会総会終了後、事務局が島根県農業会議に諮問します。

■島根県農業会議 常任会議での答申を受け許可となる。

※「第4条」、「第5条」について、農業委員会から許可書を発行する。

◇申請の受付から許可(処理)に要する期間について【標準処理期間】

隠岐の島町農業委員会では、隠岐の島町行政手続条例第6条に基づき、農地法に基づく申請が農業委員会事務局に到達(受付)してから当該申請に対する許可もしくは処理をするまでに通常要すべき

標準的な期間を・・・

「40日」としています。

申請の際の目安として参考にして下さい。